

14回 生命倫理学の展望／現代社会で最も喫緊の課題を担うもの

生命倫理の課題と展望

熊本大学生命倫理シンポジウム抜粋

はじめて生命倫理の考えが日本に導入されたのは今から約40年ほど前です。

当時は法学者が中心でしたが、やがて生命科学者が参加するようになりました。倫理学者が本格的に参加するのは20年ほど前からです。その頃から、生命倫理に関する議論が活発になり、医学部をもつ大学内に倫理委員会が続々と設置されるようになります。また、「日本生命倫理学会」も設立されました。さらに生命倫理は脳死と臓器移植という問題とともに、政治課題にもなっています。

1997年に臓器移植法が国会を通過し、脳死と臓器移植の問題が一段落した頃、世界はクローン羊誕生のニュースに驚愕しました。日本も例外ではなく、クローン人間に関する審議を行う委員会がただちに政府内に設置されました。その後も、ヒトES細胞問題等の遺伝子関連の問題を審議する委員会等が設置されていき、生命倫理は政策と切り離せない研究領域となるに至っています。

原理のレベルについて言うと、日本の生命倫理はアメリカ流の生命倫理原理を中心に動いてきました。そこでは**自己決定**や**インフォームド・コンセント**が中核にありましたが、これでは「ヒト胚」や「クローン」問題を十分に扱うことが困難です。そこで、主としてヨーロッパ諸国が重視する「**人間の尊厳**」への着目が生じてきています。それと同時に、ドイツやフランスの生命倫理への関心も高まってきています。

このように、日本の生命倫理は短いながらも波乱に満ちた足跡を残しています。これまで日本の生命倫理がたどって来た道を振り返り、これからの展望を考えることがぜひとも必要と思われます。

生命倫理をめぐる現状と展望 (2008年)

東京大学 生命医療倫理教育研究センター 児玉 聡

●再生医療

成人の皮膚細胞などの体細胞からES細胞と同様な分化機能を持つiPS(人工多能性幹)細胞を作る技術が、京都大学の山中伸弥教授らによって開発された。ES細胞を用いた研究では、受精卵を破壊することの倫理性などの問題が研究の進展を遅らせていた。

iPS細胞によって倫理的問題の少ない再生医療の実現が期待されるが、iPS細胞を用いた生殖医療研究の是非や、再生医療が社会にもたらす中長期的な影響等、倫理的問題の検討を引続き行う必要がある。

●終末期医療

2006年3月の富山県射水市民病院事件が契機となり、終末期医療のあり方をめぐる議論が活発化している。07年には、厚生労働省や日本救急医学会などによって、終末期の治療中止に関するガイドラインが次々と公表された。このような進展がある一方で、本年4月から始まった終末期相談支援料が開始

後3か月で凍結され、7月末には射水市民病院事件の医師らが殺人容疑で書類送検されるなど、終末期医療に関しては依然として先行きの見えない状況が続いている。

患者と家族の意思が最大限に尊重され、医療者が法的訴迫の心配なく医療を行える環境整備が求められている。

※富山県射水市民病院事件

患者は50歳代から90歳代の男女で7人いずれも意識がなく、回復の見込みがない状態(5人は末期がん)だったとされる。また、同院長の説明によると、この7人のうち1人のカルテについては、家族を通じて本人の同意が得られていることが記載されており、残りの6人については家族の同意のみが得られたことが記されていた。

県警は、08年7月に、呼吸器外しに関与した医師2人を殺人容疑で富山地検に書類送検した。(09年12月不起訴決定)なお、道立羽幌病院(04年5月)、和歌山県立医大付属病院紀北分院(06年2月)でも同様の治療中止事件が起き、両者とも殺人容疑で書類送検された(前者は06年8月に不起訴が決まった)。

この事件がきっかけで、行政や学会で終末期医療に関するガイドラインを作る動きが活発化した。例えば、厚生労働省が07年6月にまとめたガイドラインでは医療・ケアチームと患者・家族らによる慎重な手続きを踏まえた決定の必要性が強調された。

また、07年10月に日本救急医学会が公表した指針では、治療中止が許される4類型が提示されており、厚労省のものよりも一歩踏み込んだ内容である。さらに、国会でも超党派の議員連盟が07年6月に尊厳死法案を公表したが、国会での審議は行われていない。

●生殖補助医療

07年3月に最高裁判所は、向井亜紀夫妻と代理出産による双子の間には、実の親子関係は民法上認められないとの判決を出した。着床前診断や代理出産は日本産婦人科学会が会告で自主規制しているが、会告破りが次々に明るみに出ている。裁判所も同学会も、司法判断や自主規制の限界を認め、立法の必要性を訴えている。07年3月の厚労省の国民意識調査では、「代理出産を社会的に認めてよい」とした人が半数を超えたが、その一方で、日本学術会議は本年3月、子の福祉などの理由から、法律で代理出産を原則禁止すべきだとする提言をまとめた。代理出産だけでなく、生殖補助医療一般に関する社会の合意形成が早急に求められている。

生殖医療の展望と限界

吉村 泰典

近年の生殖補助医療の進歩には瞠目に値するものがあり、それら新しい技術を適切に運用するためにはガイドラインなどの整備が必要なことはいうまでもないことである。

生殖補助医療に関する法律や倫理規定などがないわが国において、日本産科婦人科学会は倫理的に注意すべき事項に関する見解を公表し、メディカルプロフェッションとして国民に対して安全で質の高い生殖医療を提供するために枢要な社会的役割を果たしてきている。

しかしながら、生殖医療は社会的、倫理的な、法的問題を大いに包含しており、生まれてくる子どものことを考慮すると、親子関係を含めた生命倫理的な検証が必要である。

生命科学と生命倫理

2010年4月 日本学術会議 日本の展望委員会(抜粋)

生命科学の急激な発展に伴い、科学あるいは医療は生命をどこまで人為的に操作してよいのかということが強く問われる時代となった。

生命倫理に対する今日の生命科学の基本的視点として、以下の項目を指摘しておきたい。

- ① 人を対象とした治療や研究における透明性と説明責任。
- ② 脳の計測・加療、脳死問題の十分な審議。
- ③ 次世代に影響を与えるような生殖細胞等の操作の禁止。
- ④ 温血動物を実験材料とすることの可能な限りの回避。
- ⑤ 地球環境と生物多様性の歴史の中に人類を位置づけた生命倫理観。
- ⑥ 研究者や医療従事者の人の尊厳についての法令遵守
- ⑦ 被験者や患者の権利と尊厳を保障する研究倫理
- ⑧ 患者の選択を可能にするインフォームド・コンセント

高度医療が患者に与える恩恵は極めて大きいものであるが、その反面、いくつかの弊害も惹起する。一つは治療に関わる倫理問題で、上述した項目についての配慮が不可欠である。

また別の観点として、高額医療費負担の問題がある。ただし、高度医療の費用は、医療費全体の中でさほど大きな部分ではなく、短期的な費用増ゆえに高度医療を抑制することは必ずしも正しい選択ではない。高度医療の経費については総合的な観点から適切な判断を行った上で、推進を図るべきものと考えられる。

生殖補助医療はどれもまだ「実験的医療技術」であり、誕生する命にどのような影響を与え、その影響が後の世代にどのように継承されていくのか、全体像は把握されていない。生まれてくる子の福祉と健康で幸せな人生を送る権利を最優先して、子と親の長期的追跡・観察体制を確立し、透明性を確保した上で実施に移して、それら技術の安全性の検証・評価を行うことが不可欠である。その評価に基づいて、社会的合意を形成していくことが望まれる。

iPS細胞研究を進めるための社会的課題と展望

京都大学 iPS細胞研究を進めるための社会的課題と展望(抜粋)

ヒト iPS細胞が登場した当初は、ヒト ES細胞が抱えていた受精卵を壊さなくてはならないという倫理的課題が解決されたと、様々な方面から称賛されました。しかしながら、iPS細胞の使用に関しては多くの課題が残り、かつ、新しい課題も登場しています。まず挙げられる課題は、動物へのヒト細胞の移植です。ヒト iPS細胞の研究を進めるには、細胞の機能や安全性を動物への移植実験で調べる必要があります。しかし、その中のいくつかは倫理的・政策的課題を生み出す可能性があります。

また、生殖細胞の産生を目指す実験は、最も倫理的に問題になるものだと言えます。生殖細胞を作る研究は基礎研究として重要になる可能性があります。生殖技術に応用するためには、同意、安全性、細胞提供者の意思と無関係に子供が生まれる可能性など、多くの課題が生じます。基礎研究として進め

るにしても、最終的には精子や卵子を受精させて機能を調べなくてはなりません。

研究のために受精卵を作ることは多くの国では禁止されています。規制の枠組みが存在するために、ヒト iPS 細胞から生殖細胞を作る研究は、たとえ有益と見なされても進まない可能性があります。

iPS 細胞を用いた応用技術として、細胞を移植することで病気を治す再生医療に期待が集まっていますが、臨床試験を実施するためには、様々な課題と向き合わなくてはなりません。具体的には、iPS 細胞、あるいはそこから分化させた細胞を移植する際に、細胞の腫瘍化をどのように防ぐかという点や、細胞に遺伝子操作を加える必要がある場合にその安全性をどう評価するかという課題が問題になります。

iPS 細胞を用いた臨床応用のプロセスを、他の細胞を用いた製品と同じように扱ってよいのか、それとも特別な方法によって評価されるべきなのかも、重要な課題になるでしょう。これまでのやり方で iPS 細胞を評価していくと、そのプロセスは非常に複雑で時間のかかるものになるかもしれません。多くの国ではどうすべきかについて十分な検討ができていません。全ての iPS 細胞株を毎回評価するのか、標準的な調整方法を評価して同じ方法で作られた細胞は承認するのかという問題も残っています。

これまで、多くの研究者が iPS 細胞を用いた研究を始めています。今こそ、明快で首尾一貫したポリシーを作ることを目指しつつ、iPS 細胞の基礎研究と臨床応用に伴って生じる課題に関し、深く、そして徹底的な議論を行うべきです。今回取り上げなかった課題、たとえば、**社会的公平性、治療に対する間違った期待、弱い立場にある人たちに対する配慮**、といった課題についても取り組む必要があります。

iPS 細胞研究が持つ可能性を最大限に発揮させるには、その過程で生じる倫理的・法的・社会的課題に取り組むことが必須です。**科学者、政策担当者、利害関係者が課題を深く検討し、責任を持って行動することが期待されています**。新しく参入してきた研究者を含め、この分野の研究者すべてに包括的な教育を行うことも重要になるでしょう。こうした方策は、社会の信頼を得ながら iPS 細胞研究を発展させるために欠かせないものなのです。

生命と倫理 まとめ

森岡 昭雄

近年の生命と倫理に見られるさまざまな事例を駆け足で見ましたが、おそらく、これらのいずれかの倫理が一方的にすぐれていて、残りは軽く捉えるという考え方をとるべきではないでしょう。

さまざまな倫理は、それぞれ不十分な点を互いに「補完しあう」関係にあると考えるべきでしょう。なぜなら、各々の倫理が生命倫理に導入されたのも、それまでの生命倫理には欠けていた「視点」に生命倫理自身が気づき、それを補いながら成長を遂げてきたと考えることが妥当と思われるからです。

したがって、私たちは、これらの倫理のいずれも軽く捉えず、また、それらの倫理が持つ欠点も無視することなく、個々の場面でもっとも注目すべき倫理、あるいはそれらの関連事象を、その都度新たに構築していくという心構えが必要なのではないかと考えます。